



島根県報

令和6年1月19日（金）

第 4 8 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ " ）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	4
指定漁船調書の縦覧	（ " ）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	7

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	9
公共測量の実施の変更	（ " ）	9
公共測量の終了	（ " ）	9

【特定調達公告】

新型コロナウイルス抗原定性検査キット確保・配送業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（感 染 症 対 策 室）	10
---	---------------	----

告 示

島根県告示第32号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和5年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11581936313	紐茂久（全和黒原6273）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第33号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
大吉田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	令和5年6月8日

島根県告示第34号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市竹矢町字中竹矢後1534－5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第35号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市長海町字大井手308-1、308-2、309-1、字屋敷328-1、328-2、336、405、字家ノ上330

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第36号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂46、48、49、50-1、50-2、51から56まで、57-1、57-2、58から60まで、58-1、58-2、62、63-1、71-続1、73-1から73-3まで、74から76まで、5059-6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第39号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年島根県告示第11号による保険に付すべき義務は、令和6年1月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施

行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

恵曇加入区

島根県告示第40号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡海士町大字知々井552-7 津久田隆樹

〃 豊田182 和泉勝彦

〃 御波167-2 岡村泰文

(2) 加入区

海士町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

海士町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

海士町漁業協同組合

島根県告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストア ウェルネス古志原5丁目店 島根県松江市古志原5丁目123-3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口
明神1-1-10
 - (2) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年9月6日
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,064平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
店舗敷地内 43台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物南側 10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物西側 32平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内北側 6.0立方メートル
 - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前9時
(閉店時刻) 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
店舗敷地南側及び西側 2か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
令和6年1月5日
 - 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課(島根県松江市末次町86番地)
 - 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第42号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一	
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4-10	堀江 泰文	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32-13	指田 努	平成30年3月31日 退店
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	平成29年10月31日 退店
(株) モバイルサポート	鳥取県米子市東福原八丁目28-24	上村 陽介	平成27年9月31日 退店
(有) せと	島根県大田市大田町大田イ172-2	瀬戸 強史	
(有) マルタケストア	島根県大田市波根町484	八波 和久	平成30年10月31日 退店
清水 康二	島根県大田市大田町大田イ413-5	—	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博文	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7-7	白土 孝	平成29年10月31日 退店
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206-5	飯塚 正	
フクハラアシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ736番12	福原 健治	
(株) キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4-1	北村 正志	令和4年10月31日 退店
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2-3	治山 正史	
フジキコーポレーション (株)	島根県松江市東出雲町意宇南二丁目1-1	藤原 茂紀	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美	平成31年3月1日 代表者変更
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23-5 新川イースト	木下 尚久	平成31年5月24日 代表者変更、平成28年9月1日住所変更
(有) せと	島根県大田市大田町大田イ172-2	瀬戸 強史	
清水 康二	島根県大田市大田町大田イ413-5	-	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	平成30年3月1日 代表者変更
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	令和3年4月12日 住所変更
フクハラアシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ736番12	福原 健治	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2-3	中村 宏明	令和3年4月1日 代表者変更
フジキコーポレーション (株)	島根県松江市東出雲町意宇南二丁目1-1	濱崎 禎和	令和5年3月1日 代表者変更
(株) イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神氷2535-2	松本 昌之	平成30年4月27日 入店
(有) 小川呉服店	島根県大田市仁摩町仁万829番地	小川 俊二	平成28年11月10日 入店
(株) ブライト	大阪府大阪市中央区南新町一丁目3番10号	佐々木 勉	令和4年10月1日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年1月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年1月5日から同年3月8日まで
- 3 作業地域
仁多郡奥出雲町大呂地内

令和5年10月17日付け島根県報第457号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
（変更前）令和5年10月5日から同年12月25日まで
（変更後）令和5年10月5日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域
出雲市内神戸川沿線

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月8日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年11月14日から同年12月5日まで
- 3 作業地域
邑智郡川本町大字北佐木地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

新型コロナウイルス抗原定性検査キット確保・配送業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部感染症対策室 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和5年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

興和株式会社 代表取締役 野々村 明輝 愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号

5 落札金額

69,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年10月20日